

質疑回答書

2021年 9月 9日

参加者各位

町田市長 石阪 丈一

質疑に対し、以下のとおり回答いたします。

【件名】 ひかり療育園生活介護事業等運営事業者を選定するための公募型プロポーザルの実施について																																					
【担当者名】 地域福祉部ひかり療育園 三沢 【電話】 042-794-0730																																					
質問内容	回答内容																																				
<p>(1)「現在実施している生活介護事業サービスの中で、費用負担を求めているサービスについては引き続き、原則費用負担を求めないこと」とあるが、そのサービスを教えてください。</p>	<p>(1) 入浴サービス・送迎サービスが該当します。 なお、現在、ひかり療育園では、利用者のサービス利用にかかる下記の費用について実費を負担していただいておりますので、併せてご参照下さい。</p> <p>◆創作活動・レクリエーション活動にかかる材料の費用 (作品等を持ち帰る場合)</p> <table border="0"> <tr> <td>陶芸</td> <td>1 作品あたり</td> <td>5 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>カレンダー</td> <td>1 部あたり</td> <td>3 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>工作</td> <td>1 作品あたり</td> <td>1 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>野菜収穫</td> <td>1 袋あたり</td> <td>5 0 円</td> </tr> </table> <p>◆調理活動にかかる食材料の費用 (飲食する場合)</p> <table border="0"> <tr> <td>お菓子作り</td> <td>1 回あたり</td> <td>1 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>ひかり喫茶</td> <td>1 回あたり</td> <td>5 0 円</td> </tr> <tr> <td>その他調理</td> <td>1 回あたり</td> <td>1 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>食事会</td> <td>1 回あたり</td> <td>5 0 0 円</td> </tr> </table> <p>◆入浴にかかる費用 (持参の場合は無料)</p> <table border="0"> <tr> <td>シャンプー類</td> <td>1 回あたり</td> <td>5 0 円</td> </tr> <tr> <td>タオル一式</td> <td>1 回あたり</td> <td>2 0 0 円</td> </tr> </table> <p>◆その他の費用 (購入の場合)</p> <table border="0"> <tr> <td>下着代</td> <td>上・下 1 枚あたり</td> <td>5 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>靴下</td> <td>1 足あたり</td> <td>3 0 0 円</td> </tr> </table>	陶芸	1 作品あたり	5 0 0 円	カレンダー	1 部あたり	3 0 0 円	工作	1 作品あたり	1 0 0 円	野菜収穫	1 袋あたり	5 0 円	お菓子作り	1 回あたり	1 0 0 円	ひかり喫茶	1 回あたり	5 0 円	その他調理	1 回あたり	1 0 0 円	食事会	1 回あたり	5 0 0 円	シャンプー類	1 回あたり	5 0 円	タオル一式	1 回あたり	2 0 0 円	下着代	上・下 1 枚あたり	5 0 0 円	靴下	1 足あたり	3 0 0 円
陶芸	1 作品あたり	5 0 0 円																																			
カレンダー	1 部あたり	3 0 0 円																																			
工作	1 作品あたり	1 0 0 円																																			
野菜収穫	1 袋あたり	5 0 円																																			
お菓子作り	1 回あたり	1 0 0 円																																			
ひかり喫茶	1 回あたり	5 0 円																																			
その他調理	1 回あたり	1 0 0 円																																			
食事会	1 回あたり	5 0 0 円																																			
シャンプー類	1 回あたり	5 0 円																																			
タオル一式	1 回あたり	2 0 0 円																																			
下着代	上・下 1 枚あたり	5 0 0 円																																			
靴下	1 足あたり	3 0 0 円																																			
<p>(2)「高次脳機能障がい関係機関連絡会の事務局運営」とあるが、具体的な業務内容を教えてください。</p>	<p>(2) 高次脳機能障がい関係機関等連絡会の実施内容としては、高次脳機能障がい者の支援に関する情報の共有・事例検討・勉強会の企画・実施などとなっています。具体的な業務内容としては、開催日時・場所・内容の決定、開催通知の発送、参加施設の集約、当日の進行などを行っております。</p>																																				

(3) ストマ装具保管事業について、「ストマ装具の交換に訪れる市民の対応を行うこと」等あるが、具体的な業務内容を教えて頂きたい。

(4) 園舎西側駐車場およびグラウンド部分について、市と地元町内会で取り交わされている覚書の内容を教えて頂きたい。

(5) 【6-2 事業運営状況見積書】の民营化前・直接処遇職員配置数欄を確認したところ、その人数は生活支援員・入浴支援員の合計数を入力していると思われる。生活介護の人員配置区分算出の際、直接処遇職員に看護師も含めた常勤換算数を用いるが、6-2 表の直接処遇職員配置数(人)の入力について看護師を含めた人数でよいか。またあくまでも人数表記であって、常勤換算でなくてよいのか。

(3) 具体的な業務内容としては、町田市障がい福祉課を通じて、新規でストマ装具の保管について依頼があった場合に来園された方から装具を受け取ること、また当園に保管されているストマ装具の交換で来園された方に装具の受け渡しを行うことなどです。

事業内容等につきましては、下記の町田市ホームページをご参照ください。

https://www.city.machida.tokyo.jp/iryo/syougai_hukushi/syougaitorikumi/sutomahokan.html

トップページ>医療・福祉>障がい者のための福祉>障がい福祉課からのお知らせ>ストマ装具保管事業を行っています。

(4) 覚書の内容としては、園舎西側駐車場およびグラウンド部分は地元町内会およびその関連団体が利用できることを認める内容となっています。また、利用時間・利用手続き・当該地の利用に関し必要な事項は両者協議の上定めることとしています。

(5) お見込みのとおりです。6-2表の直接処遇職員の入力にあたっては看護師も含めた人数を常勤換算で記入してください。

(6) 事業決算の療育事業の中に「自動車運行管理業務委託」「自動車運行業務委託」とあるが、その違いと内容を教えて頂きたい。また、ワゴン車2台の借り上げを含めて、移譲後も継続契約が可能なのか併せて教えて頂きたい。

(6) 自動車運行管理業務委託(ワゴン)は、市が手配するリース車両を用いての運転業務の委託となります。通常送迎の運行時間は、仕様上、原則として午前8時30分から午前11時まで、及び午後2時から午後5時5分までとしております。また、ひかり療育園の開所時間中、ひかり療育園に運転手を常駐させ、ひかり療育園からの要請その他必要な場合、上記運行時間にかかわらず、随時、運転業務を行わせることもできる内容となっています。

自動車運行業務委託(マイクロ)は、契約業者の自社車両を使用しての運転業務の委託となります。通常送迎の運行時間は、仕様上、原則として午前8時20分から午前11時20分及び午後2時5分から午後5時5分までのうちの約4時間としています。

両業務委託ともに、通常送迎の運行のほか、園外活動時の移動に関わる運行についても、契約内容に含まれています。また、両業務委託における、経費負担の区分については、別添の回答書別紙をご参照ください。

なお、両業務委託とも町田市の入札により、契約業者を決定しております。

「移譲後の継続契約」については、上記2つの契約ならびにワゴン車2台のリース契約業者に確認し、民営化後も契約の継続が可能であることは聞き取っておりますが、契約内容・金額等については運営事業者候補者と各契約業者との協議次第となります。

(7) 資金収支計画書作成にあたり、事業費の委託料について、現在の自動車運行管理業務委託と運行業務委託の内容を費用も含め伺いたい。

(7) 費用につきましては、募集要項の30ページをご参照ください。内容につきましては、(6)をご参照ください。

(8) 送迎について、現在ご利用者42名中、何名の方が送迎利用をされているのか。また自主通所と保護者送迎の内訳を伺いたい。

(8) 自主通所が2名、家族送迎が5名、それ以外の利用者は送迎サービスを利用しております。なお、現在の利用者数は募集要項24ページに記載がある通り41名となっています。

(9) 資金収支計画書作成にあたり、事業費の燃料費について、ガソリン代の支出はあるか。収入と支出を相殺するなどしてから計上しているのか。計上している場合、資料の2019年度内訳ではどの項目に計上されているのか。また総額はいくらか。

(9) いずれの業務委託においても、ガソリン代は委託業者負担となっています。ちなみに、利用者送迎用車両の2019年度年間走行距離は下記のとおりです。

1号車(ワゴン)	7,829km(月平均652km)
2号車(ワゴン)	10,443km(月平均870km)
3号車(マイクロ)	14,152km(月平均1,179km)
4号車(マイクロ)	12,832km(月平均1,069km)

<p>(10) 資金収支計画書作成にあたり、事業費の車両借上料のところで、ワゴン車2台の支払先、また他の車両の所有者を伺いたい。</p> <p>(11) 資金収支計画書作成に当たり、事業費の保険料について、現在車両の任意保険の加入はひかり療育園として加入しているのか。また保険料はいくらか。</p> <p>(12) 資金収支計画書作成にあたり、事業費の給食費について、現在のご利用者の給食費の単価はいくらか。また収入と支出を相殺するなどしてから計上しているのか。計上している場合、資料の2019年度内訳ではどの項目に計上されているのか。</p> <p>(13) 資金収支計算書作成にあたり、事務費の利用者等外給食費について、職員の給食費の支出はあるか。また職員の給食費の単価はいくらか。収入と支出を相殺するなどしてから計上しているのか。計上している場合、資料の2019年度内訳ではどの項目に計上されているのか。</p> <p>(14) 資金収支計画書作成にあたり、事務費の租税公課について、現在消費税の支払いはあるか。ある場合その額はいくらか。</p> <p>(15) 資金収支計画書作成にあたり、事務費の保険料について、火災保険の加入はあるか。ある場合その額はいくらか。</p> <p>(16) 機械浴槽の修繕費用は資金収支費用に組み入れてよいか。</p> <p>(17) プロポーザル参加申請書受理票に「様式3の法人概要には参加者番号を記載」とある。様式3には事業者番号欄はあるが参加者番号欄はない。どこに記載すればよいか。</p>	<p>(10) ワゴン車2台(トヨタ・ハイエース)については株式会社トヨタレンタリース多摩が支払先であり、マイクロバス(三菱・ローザ)2台については株式会社プリンシプル自動車所有しております。この他に庁用車(軽自動車)が2台配備されています。</p> <p>(11) 車両の任意保険の加入料は、ワゴン車2台についてはリース料に含まれており、マイクロバス2台については自動車運行業務委託の委託料に含まれています。</p> <p>(12) ひかり療育園では給食を提供しておりません。昼食については、ご自宅からお持ちいただくか、仕出し弁当の注文を代行しています。よって、ひかり療育園事業決算の2019年度内訳では、給食費を計上しておりません。</p> <p>(13) 職員の給食費の支出はありません。(12)をご参照ください。</p> <p>(14) 消費税の支払いはありません。</p> <p>(15) ひかり療育園の火災保険については、公益社団法人全国市有物件災害共済会の公共団体向けの共済事業である建物総合損害共済火災保険に町田市として加入しております。ただし、市の予算として、全ての施設について一括して加入していることから、参考となる金額をお示しすることが難しい状況です。</p> <p>(16) 必要と思われる修繕費用は組み入れて下さい。</p> <p>(17) 参加者番号は「事業者番号」欄にご記載ください。</p>
--	---

(18) 応募書類の提出方法について 「副本は、事業者や個人が特定できる部分をふせるように加工すること」とある。これは提出書類の文中にある法人名・施設名・個人名等について、登記事項証明書や印鑑証明含め、すべてをふせるということか。

(18) 加工が必要な部分については、提出書類の文中にある、法人名・施設名・個人名等、特定できる部分全てになります。
なお、提出書類のうち、「法人の登記事項証明書」「法人の印鑑証明書」「納税証明書」については副本への添付は不要とします。